

* 北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第70号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例
(趣旨)

第1条 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「法」という。）第34条第6項の規定に基づき、同条第4項に規定する発行手数料（以下「発行手数料」という。）及び同条第5項に規定する情報提供手数料（以下「情報提供手数料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（発行手数料及び情報提供手数料）

第2条 発行手数料の額は、法第34条第1項に規定する指定認証機関（以下「指定認証機関」という。）が行う法第3条第6項の規定による電子証明書の発行（以下「電子証明書の発行」という。）に係る電子計算機処理等（法第17条第3項第3号に規定する電子計算機処理等をいう。以下同じ。）に要する費用を電子証明書の発行が見込まれる件数で除した額を基礎として、指定認証機関が定める。

2 情報提供手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として、指定認証機関が定める。

(1) 法第18条第1項の規定による保存期間に係る失効情報の提供（以下「失効情報の提供」という。）に係る電子計算機処理等 失効情報の提供に係る電子計算機処理等に要する費用を失効情報の提供が見込まれる件数で除した額

(2) 法第18条第2項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供（以下「失効情報ファイルの提供」という。）に係る電子計算機処理等 失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に要する費用を失効情報ファイルの提供が見込まれる件数で除した額

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道総合企画部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月17日

目次	ページ
条 例	
○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例 (情報政策課)	1
○北海道総合企画部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (総合企画部総務課)	1
○北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例 (環境生活部総務課)	2
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (保健福祉部総務課)	2
○北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例..... (経済部総務課)	5
○公団営農用地整備事業等負担金等徴収条例の一部を改正する条例 (土地改良指導課)	6
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (建設部総務課)	6
○北海道立学校条例の一部を改正する条例..... (教育庁高校教育課)	6
○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例... (警察本部会計課)	7
○北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)	7
○北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (企業局総務課)	9

条 例

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例をここに公布する。

平成15年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第71号

北海道総合企画部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道総合企画部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条を次のように改める。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

1 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村
(1) 法第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地の届出の受理	
(2) 法第9条の5第2項の規定による新たに生じた土地の告示	
(3) 法第260条第1項の規定による町又は字の区域の新設等の届出の受理	
(4) 法第260条第2項の規定による町又は字の区域の新設等の告示	
2 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第34条第4項に規定する発行手数料の徴収	各市町村

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第72号

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例
北海道環境生活部手数料条例（平成12年北海道条例第5号）の一部を次のよう

に改正する。

別表20の項中「第14条第4項」を「第14条第6項」に改め、同表21の項中「第14条第5項」を「第14条第7項」に改め、同表26の項中「第14条の4第4項」を「第14条の4第6項」に改め、同表27の項中「第14条の4第5項」を「第14条の4第7項」に改め、同表31の項中「第15条の2の4第1項」を「第15条の2の5第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第73号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の2の項の次に次のように加える。

2の2の2 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。)、毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号。以下この項において「政令」という。)、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号。以下この項において「省令」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	札幌市 函館市 小樽市
(1) 法第3条の2第1項の規定による特定毒物研究者の許可	
(2) 法第10条第2項の規定による特定毒物研究者の氏名等の変更等の届出の受理	
(3) 法第15条の3(法第22条第4項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の回収等の命令	
(4) 法第17条第2項(法第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。)の規定による特定毒物研究者等に係る報告の徴収、立入検査、	

質問又は収去 (5) 法第19条第4項の規定による特定毒物研究者の許可の取消し又は業務の停止命令 (6) 法第20条第2項(法第22条第7項において準用する場合を含む。)の規定による特定毒物研究者等の許可の取消し等に係る聴聞の期日等の公示 (7) 法第21条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による特定毒物研究者に係る特定毒物の品名等の届出の受理 (8) 法第22条第1項の規定による同項に規定する者(以下この項において「業務上取扱者」という。)の氏名等の届出の受理 (9) 法第22条第2項の規定による業務上取扱者に該当することとなった者の氏名等の届出の受理 (10) 法第22条第3項の規定による業務上取扱者に係る事業の廃止等の届出の受理 (11) 法第22条第4項において準用する法第7条第3項の規定による業務上取扱者に係る毒物劇物取扱責任者の設置又は変更の届出の受理 (12) 法第22条第4項において準用する法第19条第3項の規定による業務上取扱者に係る毒物劇物取扱責任者の変更の命令 (13) 法第22条第6項の規定による業務上取扱者等に対する必要な措置の命令 (14) 政令第34条の規定による特定毒物研究者の許可証の交付 (15) 政令第35条第1項の規定による特定毒物研究者の許可証の書換え交付 (16) 政令第36条第1項の規定による特定毒物研究者の許可証の再交付 (17) 政令第36条第3項の規定による特定毒物研究者の許可証の返納の受理 (18) 政令第36条の2第1項の規定による特定毒物研究者の許可証の返納の受理 (19) 政令第36条の2第2項の規定による特定毒物研究者の許可証の交付 (20) 政令第36条の3第1項の規定による特定毒物研究者名簿の備付け等 (21) 政令第36条の4第2項の規定による特定毒物研究者の氏名等の変更		等の届出に係る通知 (22) 政令第36条の4第3項の規定による特定毒物研究者名簿の写しの送付 (23) 政令第36条の6第1項又は第2項の規定による行政処分に関する通知 (24) 省令第15条の規定による収去証の交付 (25) (1)から(24)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	
別表第1の2の3の項の(7)中「第2条の6第1項」を「第2条の5第1項」に改める。		別表第1の3の項を次のように改める。	
		3 薬事法(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)、薬事法施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)、薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第5条第1項の規定による薬局開設の許可 (2) 法第5条第2項の規定による薬局開設の許可の更新 (3) 法第8条第3項ただし書(法第27条において準用する場合を含む。)の規定による薬局等の管理等の兼務の許可 (4) 法第10条(法第38条及び第40条において準用する場合を含む。)の規定による薬局、医薬品の販売業(法第25条第3号に規定する配置販売業を除く。以下この項において同じ。)又は医療用具の販売業若しくは賃貸業に係る休廃止等の届出の受理 (5) 法第12条第1項の規定による政令第15条の4第1項第1号に規定する医薬品(以下この項において「薬局製造医薬品」という。)の製造業の許可 (6) 法第12条第3項の規定による薬局製造医薬品の製造業の許可の更新 (7) 法第13条第3項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による書面による調査又は実地の調査	札幌市 函館市 小樽市 旭川市 (旭川市にあっては、(17)に掲げる事務並びに(4)、(18)、(20)、(21)、(24)、(30)、(33)及び(55)に掲げる事務のうち医療用具の販売業及び賃貸業に係

(8) 法第14条第1項の規定による政令第15条の4第1項第2号に規定する医薬品（以下この項において「特定薬局製造医薬品」という。）の製造の承認

(9) 法第14条第7項の規定による特定薬局製造医薬品の製造に係る承認事項の変更の承認

(10) 法第14条の5の3第3項の規定による承認取得者の地位承継の届出の受理

(11) 法第18条第1項の規定による薬局製造医薬品の製造品目の変更等の許可

(12) 法第19条の規定による薬局製造医薬品の製造所の休廃止等の届出の受理

(13) 法第24条第1項の規定による医薬品の販売業の許可（法第25条第2号に規定する薬種商販売業の許可にあっては、法第28条第2項に規定する試験に係る事務を除く。）

(14) 法第24条第2項の規定による医薬品の販売業の許可の更新

(15) 法第26条第3項ただし書の規定による医薬品の販売等の相手方の変更の許可

(16) 法第33条第1項の規定による配置販売業者等に対する身分証明書の交付

(17) 法第39条第1項の規定による医療用具の販売業又は賃貸業の届出の受理

(18) 法第68条の10の規定による生物由来製品の販売業者（法第31条に規定する配置販売業者を除く。）若しくは賃貸業者、特定医療関係者若しくは薬局の管理者又は病院若しくは診療所の管理者に対する指導及び助言

(19) 法第69条第1項の規定による薬局製造医薬品の製造業者に対する報告の徴収、立入検査又は質問

(20) 法第69条第2項の規定による薬局開設者、医薬品の販売業者（法第31条に規定する配置販売業者を除く。以下この項において同じ。）又は医療用具の販売業者若しくは賃貸業者に対する報告の徴収、立入検査又は質問

るものに
限る。）

(21) 法第70条第1項の規定による医薬品等を業務上取り扱う者（薬局開設者、医薬品の販売業者、薬局製造医薬品の製造業者並びに医療用具の販売業者及び賃貸業者に限る。）に対する医薬品等の廃棄等の措置の命令

(22) 法第71条の規定による薬局製造医薬品の製造業者に対する検査の受検の命令

(23) 法第72条第1項の規定による薬局製造医薬品の製造業者に対する構造設備の改善命令又は使用禁止

(24) 法第72条第2項の規定による薬局開設者、医薬品の販売業者又は医療用具の販売業者若しくは賃貸業者に対する構造設備の改善命令又は使用禁止

(25) 法第72条の2の規定による薬剤師の増員の命令

(26) 法第73条の規定による薬局製造医薬品の製造業、薬局又は医薬品の一般販売業の管理者の変更の命令

(27) 法第74条の2第1項の規定による特定薬局製造医薬品の製造の承認の取消し

(28) 法第74条の2第2項の規定による特定薬局製造医薬品の製造に係る承認事項の変更の命令

(29) 法第74条の2第3項の規定による特定薬局製造医薬品の製造の承認の取消し又は承認事項の変更の命令

(30) 法第75条第1項の規定による薬局製造医薬品の製造業、薬局開設、医薬品の販売業又は医療用具の販売業者若しくは賃貸業の許可の取消し又は業務の停止命令

(31) 法第76条の規定による法第5条第2項、第12条第3項及び第24条第2項の規定による許可（法第25条第3号に規定する配置販売業に係るものを除く。）の更新の拒否に係る通知並びに弁明及び証拠の提出の機会の付与

(32) 法第77条の4の3の規定による薬局製造医薬品の回収の報告の受理

(33) 法第77条の6の規定による特定医療用具の販売業者若しくは賃貸業者又は特定医療用具を取り扱う医師その他の医療関係者に対する指導及び助言

- (34) 政令第1条の2の規定による総取扱処方せん数の届出の受理
- (35) 政令第1条の4の2第1項の規定による薬局製造医薬品の製造業の許可証の交付
- (36) 政令第1条の4の3第1項の規定による薬局製造医薬品の製造業の許可証の書換え交付
- (37) 政令第1条の4の4第1項の規定による薬局製造医薬品の製造業の許可証の再交付
- (38) 政令第1条の4の4第4項の規定による薬局製造医薬品の製造業の許可証の返納の受理
- (39) 政令第1条の4の5第1項の規定による薬局製造医薬品の製造業の許可証の返納の受理
- (40) 政令第1条の4の6第1項の規定による薬局製造医薬品の製造業の許可台帳の備付け等
- (41) 政令第1条の4の7第1項の規定による特定薬局製造医薬品の製造の承認台帳の備付け等
- (42) 政令第2条第1項の規定による薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の交付
- (43) 政令第2条第2項の規定による法第26条第3項ただし書の規定による許可証の交付
- (44) 政令第3条第1項の規定による薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の書換え交付
- (45) 政令第4条第1項の規定による薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の再交付
- (46) 政令第4条第3項の規定による薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の返納の受理
- (47) 政令第4条の2の規定による薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の返納の受理
- (48) 政令第4条の3の規定による薬局開設又は医薬品の販売業の許可台帳の備付け等
- (49) 政令第6条の規定による薬種商として必要な知識経験を有する者の基準に係る認定

- (50) 省令第1条第3項（省令第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による薬局開設等の許可申請の添付書類に係る認定
- (51) 省令第12条第4項（省令第26条第3項、第29条の3及び第33条において準用する場合を含む。）の規定による薬局開設、薬局製造医薬品の製造品目又は医薬品の販売業に係る変更届出の添付書類に係る認定
- (52) 省令第14条第3項の規定による薬局製造医薬品の製造業の許可申請の添付書類に係る認定
- (53) 省令第29条の6の規定による法第26条第3項ただし書の規定による許可に係る販売先等の変更等の届出の受理
- (54) 省令第30条第3項の規定による薬種商販売業の許可申請の添付書類に係る認定
- (55) 省令第62条の15の規定による薬局開設者、薬局製造医薬品の製造業者、医薬品の販売業者又は医療用具の販売業者若しくは賃貸業者に対する理由の通知
- (56) (1)から(5)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2の3の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の2の2の項及び3の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市の長のした処分その他の行為又は当該市の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第74号

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例

北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表95の項及び96の項中「43,000円」を「150,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

公団営農用地整備事業等負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第75号

公団営農用地整備事業等負担金等徴収条例の一部を改正する条例

公団営農用地整備事業等負担金等徴収条例（昭和63年北海道条例第59号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

機構営農用地整備事業等負担金等徴収条例

第1条中「緑資源公団が」を「独立行政法人緑資源機構が」に、「緑資源公団法（昭和31年法律第85号）附則第13条第2項」を「独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）附則第8条第2項」に改める。

第2条第2項第1号中「緑資源公団法施行令（昭和31年政令第218号）附則第12項」を「独立行政法人緑資源機構法施行令（平成15年政令第438号）附則第8条」に改める。

第3条第1項中「緑資源公団」を「独立行政法人緑資源機構」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成15年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第76号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の12の項中「七 飯 町」を「七 飯 町 森 町 長万部町美 瑛 町」に、「富良野市及び名寄市」を「名寄市、富良野市、森町、長万部町及び美瑛町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の12の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令及び規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同項の右欄に掲げる町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該町の長のした処分その他の行為又は当該町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第77号

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。
別表第1中「北海道砂川南高等学校」を「北海道砂川高等学校」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第78号

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「13の項、14の項、」を削り、「66の項に掲げる」を「次項に定める」に改め、同条第2項中「14の項」の次に「、65の項」を、「事務」の次に「（同表65の項にあっては、第3欄のイに掲げる講習に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第79号

北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「第20条の3第1項」を「第20条の5第1項」に改める。

第10条第1項中「第23条第3項」を「第23条第2項」に改め、同条第10項第3号の2を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 職業に就いたものについては、就業促進手当

第10条第12項中「又は第3号の2」を削り、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項中「第10条の3第1項」を「第10条の4第1項の規定」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 第10項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第2項又は第10項の規定の適用については、第10条の6に規定する日数分の第1項又

は第2項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

第10条の5中「第10条第10項第3号の2に掲げる再就職手当、同項第4号に掲げる常用就職支度金」を「第10条第10項第4号に掲げる就業促進手当」に、「再就職手当、同法第57条第1項に規定する常用就職支度金」を「就業促進手当」に改め、第3章中同条の次に次の1条を加える。

第10条の6 第10条第13項に規定する日数は、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数とする。

(1) 雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の2第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとなされる日数に相当する日数

附則第30項中「同法第15条に規定する」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条第1項の規定による解散前の」に改める。

附則第31項中「、第6条の規定にかかわらず」を削り、「100分の110」を「100分の104」に改める。

附則第32項中「35年を超え38年以下」を「36年」に改める。

附則第34項中「（平成10年法律第136号）」を削り、「引き続いて」の次に「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の」を加え、「「公団」を「旧公団」に、「公団の」を「旧公団の」に改め、同項ただし書中「公団」を「旧公団」に改める。

（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「及び第6条」を削り、「100分の110」を「100分の104」に改める。

附則第4項中「35年を超え38年以下」を「36年」に改める。

附則第5項中「、第5条の2及び第6条」を「及び第5条の2」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中北海道職員等の退職

手当に関する条例附則第31項及び第32項の改正規定、第2条の規定並びに附則第11項及び第12項の規定は平成16年4月1日から、附則第13項の規定は同年10月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の北海道職員等の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）附則第34項の規定は、平成15年10月1日から適用する。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に退職した職員に係る新条例第10条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項から附則第6項までに定めるものを除き、なお従前の例による。

4 新条例第10条第10項第4号及び第13項の規定は、施行日以後に職業に就いた者に対する同条第10項第4号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対する第1条の規定による改正前の北海道職員等の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第10条第10項第3号の2及び第4号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前にした偽りその他不正の行為によって新条例第10条の規定による失業者の退職手当の支給を受けた者に対するその失業者の退職手当の全部又は一部を返還すること又はその失業者の退職手当の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。

6 新条例第10条第14項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は職業紹介事業者等（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号。以下「改正法」という。）による改正後の雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条の4第2項に規定する職業紹介事業者等をいう。）に対して適用し、同日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対する失業者の退職手当の支給を受けた者と連帯して新条例第10条第14項の規定による失業者の退職手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。

7 附則第3項から前項までの場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する平成15年5月1日から施行日の前日までの間における旧条例第10条及び第10条の3から第10条の5までの規定の適用については、旧条例第10条第1項中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）と、「同法」とあるのは「旧雇用保険法」と、「雇用保

険法第15条第1項」とあるのは「旧雇用保険法第15条第1項」と、同条第2項及び第4項から第10項までの規定中「雇用保険法」とあり、「同法」とあるのは「旧雇用保険法」と、同条第13項及び第14項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」と、旧条例第10条の3中「雇用保険法」とあり、「同法」とあるのは「旧雇用保険法」と、旧条例第10条の4第3項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」と、旧条例第10条の5中「雇用保険法」とあり、「同法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。

8 附則第3項、第4項及び前項の規定にかかわらず、平成15年5月1日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第10条の規定により退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は、知事の定めるところによる。

9 附則第3項、第4項及び第7項の規定にかかわらず、平成15年5月1日前に退職した職員が同日から施行日の前日までの間に職業に就いた場合は、改正法附則第8条に規定する就業促進手当の支給の例により新条例第10条第10項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当を支給する。ただし、これらの者のうち旧条例第10条第10項第3号の2又は第4号の規定により退職手当を受けることができるものの失業者の退職手当の額は、知事の定めるところによる。

10 平成15年5月1日から施行日の前日までの間に退職した者（当該退職が死亡による場合には、その遺族）に旧条例の規定により支給された退職手当は、新条例の規定及びこの附則の規定による退職手当の内払とみなす。

11 平成16年4月1日から同年9月30日までの間における新条例附則第31項の規定の適用については、同項中「額は」とあるのは「額は、第6条の規定にかかわらず」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」とする。

12 平成16年4月1日から同年9月30日までの間における第2条の規定による改正後の北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第3項（同条例附則第4項又は第5項において例によることとされる場合を含む。）並びに同条例附則第4項及び第5項の規定の適用については、同条例附則第3項中「第5条の2までの規定にかかわらず」とあるのは「第5条の2まで及び第6条の規定にかかわらず」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」と、同条例附則第4項中「36年」とあるのは「35年を超え37年以下」と、同条例附則第5項中「及び第5条の2」とあるのは「、第5条の2及び第6条」とする。

13 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で新条例第4条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、その者が新条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として新条例附則第31項の規定の例により計算して得られる額とする。

14 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第80号

北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）の一部を次のように改正する。

第15条第7項中「再就職手当、常用就職支度金」を「就業促進手当」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新条例」という。）第15条第7項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職業に就いた者に対する退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する平成15年5月1日から施行日の前日までの間におけるこの条例による改正前の北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「旧条例」という。）第15条第7項の規定の適用については、同項中「雇用保険法」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）による改正前の雇用保険法」とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、平成15年5月1日から施行日の前日までの間に

退職した職員のうち旧条例第15条第7項の規定により退職手当を受けることができる者の退職手当は、管理者の定めるところによる。

- 5 附則第2項及び第3項の規定にかかわらず、平成15年5月1日前に退職した職員が同日から施行日の前日までの間に職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）附則第8条に規定する就業促進手当の支給の例により新条例第15条第7項に掲げる就業促進手当に相当する退職手当を支給する。ただし、これらの者のうち旧条例第15条第7項の規定により退職手当を受けることができるものの退職手当は、管理者の定めるところによる。
-

